

開催日：令和 5 年 9 月 15 日

会議名：令和 5 年一般会計決算特別委員会（9 月 15 日）

○西本ちかこ では、私からは、大きく 3 点、質問させていただきたいと思います。

まず、地域少子化対策重点推進交付金について、伺います。

こちら、国の交付金として、いつから施行されたのか、また、事業の内容について、お聞かせください。

交付金の限度額は設けられているかについても、お聞かせください。

○東井こども政策課長 時期につきましては、平成 27 年度から施行され、内容といたしましては、地域少子化対策重点推進事業といたしまして、1 つは重点課題事業、2 つ目に結婚に対する取組、3 つ目に結婚、妊娠、出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり、機運醸成の取組があり、そのほか結婚新生活支援事業がございます。

交付限度額につきましては、設定はされておられません。

○西本ちかこ 本市の取組の内容と、過去 3 年間の実績について、お聞かせください。

○東井こども政策課長 過去 3 年間で補助金の対象になるのは、令和 4 年度だけでございまして、子育て支援課において Z o o m アプリを使用し、年 12 回、1 回当たり約 40 組までを対象に講義と参加者交流会を行う「Z o o m で『パパ&ママクラス』」事業を実施いたしました。

○西本ちかこ では、その「Z o o m で『パパ&ママクラス』」の事業について、過去 3 年間の参加人数と、どういった講座があったのか、取組の内容について、お聞かせください。

○浜本こども育成部副理事 事業概要といたしましては、妊娠中から出産や育児に関する情報提供、相談支援体制の充実を図るため、妊婦やそのパートナー等に対して、産後の体と心の変化、赤ちゃんの生活等の講義、沐浴等の実演、参加者同士の意見交換会を行っております。

なお、令和 4 年度は「Z o o m で『パパ&ママクラス』」として実施しておりますが、それ以前からパパ&ママクラスは実施しておりますので、令和 2 年、3 年度はそちらの実績で答弁させていただきます。

令和 2 年度、3 年度、4 年度の順に実施回数、参加組数、人数の順に、令和 2 年度 3 回、65 組、131 人、令和 3 年度 6 回、174 組、305 人、令和 4 年度 12 回、

248組、457人となっております。

○西本ちかこ コロナ禍の間は、回数を減らされたということですが、出産、子育てに不安を抱える多くのパパ、ママにご利用いただき、参加者同士の意見交換の場にもなったということで安心をいたしました。引き続き、取組をよろしく願いをいたします。

では、地域少子化対策重点推進交付事業に関しては、ほかにも様々なメニューがある中で、他の活用をされなかった理由についてお聞かせください。

○東井こども政策課長 令和4年1月に、大阪府より事前協議の申請案内を收受し、保健、福祉、労働、生活環境等に関わる庁内関係課に給付金の活用について照会をかけたところ、子育て支援課の「Zoomで『パパ&ママクラス』」の事業についてのみ活用の意向があり、その他の担当課から活用意向はなかったものでございます。

○西本ちかこ それではメニューの中に、結婚新生活支援事業があります。こちらの内容と本市の負担率について、お聞かせください。

○東井こども政策課長 内容につきましては、夫婦ともに39歳以下で、世帯所得が400万円未満の新婚世帯に対し、住宅取得費用や引っ越し費用を、夫婦ともに29歳以下の世帯は60万円まで、それ以外の世帯は30万円まで助成するものでございまして、事業に対する補助率は2分の1でございます。

○西本ちかこ では、結婚新生活支援事業について、実施をされなかった理由と、他市の取組の事例についてお分かりでしたらお聞かせください。

○東井こども政策課長 理由といたしましては、所得制限が設けられていることから、少子化対策というより、低所得者への貧困対策、経済的支援の要素が強いこと、また経済的負担の軽減という効果はあるものの、結婚、出産、定住を促進するような効果が見込めないこと、実施している市町村は、人口減少が進んでいる地域が多く、東京、大阪といった都市部においては非常に少ないことから、本市では実施しませんでした。

他市の事例につきましては、把握しておりません。

○西本ちかこ 所得制限は、令和4年度、400万円ということでしたが、ゼンリンマーケティングソリューションズが令和4年4月末時点の総務省統計局のデータを基に調査、集計を行ったものによりますと、大阪府平均世帯年収は471万円、本市の平均世帯年収は549万円ですが、年収300万円未満の世帯の方は、本市では、

人口の30.5%、300万円から500万円未満の人口は27.8%ということで、決して貧困対策ということではないと考えます。

貧困対策の要素が強く、結婚、出産、定住を促進するような効果が見込めないから実施をされなかったとのことですが、この少子化対策重点推進交付事業が結婚、出産、定住を促進するような効果が見込めない理由について、もう少し詳しくお聞かせください。

○東井こども政策課長 補助金があるから、結婚、出産の後押しになるとは考えにくいことや、要綱上、補助金の支給要件として、居住年数が設けられておらず、結婚や出産後に他市へ転出することが可能であることから、定住の効果も低いと考えるものでございます。

○西本ちかこ 結婚する際に、引っ越し費用や敷金等に活用できる助成金ということで、年齢によりまして30万円か60万円の補助があります。負担率は2分の1ということですので、本市の負担も増えてはまいりますが、これは本市で居を構えるか迷っている方にとっては選んでいただけるきっかけになるのではないのでしょうか。そして一度住まれると、転居にはまた費用がかかりますし、住めば都で、きっと他市へ転出することなく、この茨木市の住みやすさを気に入っていただけることと思えます。子育てしやすい茨木市を目指しているのではないのでしょうか。

こども家庭庁が少子化対策重点推進交付金として挙げている交付金ですが、確かに、こども家庭庁のホームページを見ましても、他の自治体事例を見ますと、近隣他市、特に都心部での取組事例は少ない状況です。ですが、本市は現在は人口増加を続けていますが、数年後には人口減少に転じるかもしれず、総務省の統計でも15歳から64歳人口の人口減少の割合は過去最低となっております。このメニューは一例ですので、結婚、妊娠、出産、子育てに温かい社会づくり、機運醸成の事業に対しまして、前向きに取組を考えていただくことをお願いいたしまして、こちらの質問を終わらせていただきます。

続きまして、独り暮らし高齢者等日常生活支援事業業務委託費、高齢者福祉タクシー料金助成費、訪問理美容サービス出張費助成費が上げられています。それぞれの委託先の事業所数と過去3年の利用人数、利用実績について、お聞かせください。

○竹下長寿介護課長 それぞれの事業について、説明させていただきます。

まず、独り暮らし高齢者等日常生活支援事業につきましては、8か所への委託、福祉タクシー利用助成については、94か所の登録、訪問理美容サービス出張費助成については、美容組合・理容組合に依頼をしておりますので店舗数までは把握しておりません。

各事業におきます実利用人数につきまして、令和2年度、3年度、4年度の順に申し上げます。

独り暮らし高齢者等日常生活支援事業については、41人、46人、59人。

福祉タクシー料金助成については、1,926人、2,085人、2,202人。

訪問理美容サービス出張費助成については、17人、26人、27人です。

実績につきましては、ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業について、232件、263件、324件。

福祉タクシー利用助成については、2万4,744件、4万1,598件、4万993件。

訪問理美容サービス出張費助成については、29件、54件、54件でございます。

○西本ちかこ 福祉タクシー料金助成につきましては、利用者数も多く、令和3年度から1,000円以上の利用につき500円券を2枚使用できるようになったということで、より利用しやすくなったとお聞きしております。訪問理美容サービス出張費助成については、1,000円の出張費のみを助成いただけるということですが、自宅に理美容師さんが来てくれると会話もでき、うれしいサービスだと思いますが、年間で20人前後と少ないことが分かりました。

では、同じく年間利用者数が50人前後と少ない独り暮らし高齢者等日常生活支援事業業務委託についてお聞きいたします。こちらは、実施要綱によりますと、要介護状態の独り暮らし高齢者及び高齢者世帯に対して、介護保険の保険給付の対象とならない日常生活の軽易な作業を支援することで、独り暮らし高齢者等が安心して生活できる環境を整え、高齢者福祉の向上を図るものとするかとあります。

利用内容につきましては、ごみ出し、庭の除草、部屋の清掃、窓ガラス及び網戸の清掃等があり、1回30分以内で1か月2回以内、非課税世帯では1回150円、その他の方については1回250円ということで、とてもありがたい事業だと思います。しかしながら、まだまだ利用者が少なく、利用したい方に情報が届いていないのではと感じております。どのようにしてお独り暮らしの要介護者が利用できるよう情報周知されていますか、お願いいたします。

あと、それぞれの内容について、利用回数が分かれば教えてください。

○竹下長寿介護課長 これら3つの事業についての周知につきましては、まず窓口でのリーフレットの配布を行っておりまして、それ以外にホームページ、広報誌への掲載、サービス利用が必要と思われる方には地域包括支援センター、またケアマネジャーのほうからご案内をいただいております。

それぞれの支援内容の状況につきまして、利用の状況は、各個別に集計をしておりますので、数としては持ち合わせておりません。

○西本ちかこ 必要と思われる方には、地域包括支援センターやケアマネジャーの方から案内していただいているということで、担当課の窓口のほうにも置いてあるリーフレットがいつもカラーコピーだなというふうにはちょっと感じておまして、ぜひ積極的にご案内をいただきたいと思っております。

では、3つの事業について、利用者のお声や課題への対応について、どのように取り組まれましたでしょうか。

○竹下長寿介護課長 利用者のお声、また課題等につきまして、独り暮らし高齢者等日常生活支援事業について、1か月当たりの利用回数をもう少し増やしてほしい、軽作業以上の内容をやってほしいとの声はございますが、受託事業所も限られておりますことから、現在は多様な民間サービス等を組み合わせられてご利用されていく方が多いと思います。

福祉タクシー利用料金助成につきましては、令和3年度に1回当たりの利用枚数を拡充しましたことで、やはり外出しやすい、経済的に助かるとの声をいただいております。

訪問理美容サービス出張費助成については、これまで行きつけの店舗であったところが使えないというお声もいただいておりますので、理美容組合の代表の方にもそういう声を届けまして、ご相談なりさせていただき、サービスの提供に努めております。

○西本ちかこ 事前ヒアリングで、要介護1から5の方は9,630人、本市にはいらっしゃるということをお聞きいたしました。なかなか要介護認定を受けられていても介護サービスを受けられていない方も多くいらっしゃいますので、こちらのサービスというのはとてもよいことだと思っております。いま一度実施要綱に書かれている独り暮らし高齢者等が安心して生活できる環境を整えるというこの事業の目的を意識していただきまして、積極的に利用いただけるよう、さらなる取組をお願いいたしまして、こちらの質問は終わらせていただきます。

○西本ちかこ それでは、最後になりますが、決算書に上がっております南市民体育館における業務委託について、お伺いをいたします。

まず、管理業務委託について、南市民体育館の管理業務委託をされていますが、業務内容について、お聞かせください。

○小西スポーツ推進課長 管理業務委託といたしまして、総括管理業務、安全管理業務、清掃業務、電気機械設備等保守管理業務、ねずみ・昆虫等防除業務、空気環境測定業務、植栽管理業務、フロン排出規制法に伴う点検業務がございます。

○西本ちかこ 主に設備に対するお仕事を業者さんが担っていただいているということが分かりましたが、では、シルバー人材センターへの管理等業務委託について、お聞かせいただきたいと思います。

南市民体育館の管理等業務といたしまして、受付事務をシルバー人材センターに委託をされているとのことですが、こちらについて、理由をお聞かせください。

○小西スポーツ推進課長 事務事業の契約は、随意契約としております。

当業務委託については、業務内容から、高齢者の就業援助と、能力活用が期待できるため、高齢者の福祉の増進を目的とした公益社団法人茨木市シルバー人材センターを選定しております。

○西本ちかこ 管理業務委託を受けている事業者は、主に設備に関することを担われていると分かりましたが、シルバー人材センターの方の業務について、どのような内容か、お聞かせください。

○小西スポーツ推進課長 業務は、利用者からの利用申請受付、来館者及び電話の対応、街頭端末機の管理、必要に応じて使用可否の確認及び連絡、各部屋照明の点消灯などを行っております。

○西本ちかこ 業務に関わっている方は何人いらっしゃいますか。

また、勤務時間をお聞かせください。

○小西スポーツ推進課長 業務は、基本1人体制としまして、7の方が業務を行っております。

勤務時間につきましては、午前8時45分から午後9時45分の間で、市が別途指定した時間です。おおむね3交代体制とし、休日、または時間外であっても、非常時の場合、その他特に必要があるときは、事務を実施することはあります。

○西本ちかこ では、月の業務委託料の額をお聞かせください。

○小西スポーツ推進課長 令和4年度の一月の平均委託料につきまして、標準単価、時間数、時間外単価、時間数、総合計額の順に申し上げます。

1, 101円、211.73時間、1, 211円、145.67時間、40万9,520円であります。

○西本ちかこ 開館時間は週に5日で、1日13時間、その間、シルバー人材センタ

一さんから3交代制でお一人の方が受付窓口を担当されており、一月の支払額としては40万9,520円であるということが分かりました。

南市民体育館には、ほかに再任用の館長、用務員各一人と会計年度任用職員が2名が雇用されているとのことでした。

予約については、オーパスや予約システムを利用することになっており、窓口では対応はされておられません。

人的配置については、最後に要望させていただきますが、南市民体育館の利用人数についてお聞かせください。過去3年間の数字でお示してください。

○小西スポーツ推進課長 利用者数につきまして、令和2年度、令和3年度、令和4年度とアリーナ、多目的室、トレーニング室、卓球室の順に申し上げます。

2万4,604人、8,370人、3,926人、4,538人、2万1,344人、7,238人、5,197人、3,959人、3万1,320人、1万1,917人、8,065人、5,334人でございます。

○西本ちかこ こうして利用人数でお聞きしますと、一定ご利用いただいているということが分かりましたが、多目的室で行われている講座としましては、ヨガが週に2度、1日に2回、体操が週に一度、1日に2回だけだとお聞きしました。地域の方からは、もっと利用する講座があればとのお声も聞いております。

南市民体育館は、とてもきれいで、設備も整っており、お隣高槻市からも利用にいられているとの声を聞いております。高齢の方のやりがい、健康寿命延伸にも、シルバー人材の方の雇用はよいことだと思いますが、シルバー人材や再任用の方だけでなく、若い人材の方も雇用いただきまして、この体育館がより活性化し、より多く利用していただけるような取組をお願いしたいと思っております。

以上で、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。